

平成28年度

豊橋市の情報公開・個人情報保護制度
実施状況報告書

豊 橋 市



目 次

第 1	情報公開制度・個人情報保護制度のあらまし	
1	制度の体系	1
2	制度の目的	1
3	豊橋市情報公開条例の概要	1
4	情報提供制度の概要	3
5	豊橋市個人情報保護条例の概要	4
第 2	情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況	
1	利用状況	7
2	公開・開示等の状況	8
3	審査請求（不服申立て）の状況	9
4	情報提供制度の利用状況（金入り設計書）	9
第 3	豊橋市情報公開・個人情報保護審査会の運営状況	
1	審査会委員	10
2	審査会の開催状況	10
第 4	豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会の運営状況	
1	審議会委員	11
2	審議会の開催状況	11
第 5	じょうほうひろばの概要	
1	設置	12
2	サービス内容	12
3	利用状況	12

第1 情報公開制度・個人情報保護制度のあらまし

1 制度の体系

本市では、豊橋市情報公開条例により市が保有する「公文書」について、公文書公開請求権を保障し、また、豊橋市個人情報保護条例により市が保有する個人情報について開示請求権等を保障するとともに、個人情報の適切な取扱いについて必要な事項を定めています。

2 制度の目的

(1) 豊橋市情報公開条例の目的

豊橋市情報公開条例は、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、実施機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解を深め、市民と市との信頼関係及び協力関係の増進に寄与することを目的としています。

(2) 豊橋市個人情報保護条例の目的

豊橋市個人情報保護条例は、市の実施機関が保有する個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。

3 豊橋市情報公開条例の概要

(1) 実施機関

この制度の実施機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業及び下水道事業管理者、消防長及び議会です。

(2) 公開の対象となる公文書

公開の対象となる公文書は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真並びに電磁的記録であり、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものです。ただし、本市の図書館これに類する施設において、

一般の利用に供することを目的として管理されているものや官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されているものは除かれます。

(3) 請求権者

市民のほか誰でも公文書の公開を請求することができます。

(4) 公開請求手続及び公開決定等

公文書の公開請求は、「公文書公開請求書」に必要な事項を記入し、実施機関に提出して行います。なお、市役所じょうほうひろば（市役所東館1階）でも、公文書の公開請求の受付をしています。

実施機関は、公文書の公開請求があったときは、請求書を受け付けた日から起算して原則として15日以内に公開決定等を行い、その旨を書面により通知します。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、この期間を延長する場合があります。

(5) 公文書の公開義務

公開請求があった公文書は、公開することが原則です。ただし、個人に関する情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報、行政の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報などがあるため、それらの情報については例外として非公開とします。

(6) 第三者の保護

公開の請求があった公文書に第三者の情報が含まれている場合には、実施機関は、必要に応じ、これらの第三者に意見書を提出する機会を与えるなど、公開決定等に当たり、十分な検討を加えなければなりません。

(7) 公開の実施方法

公文書の公開は、あらかじめ実施機関が指定した日時に市役所じょうほうひろばで行います。

(8) 費用負担

閲覧は無料ですが、写しの交付については費用がかかり、郵送の場合については郵送料がかかります。

(9) 審査請求

非公開決定（一部公開決定を含む。）がなされたときなど、公文書の公開請求に対する決定に不服がある場合は、実施機関に対し審査請求をすることができます。

実施機関は、審査請求を受けた場合は、原則として審査請求について審査する「豊

橋市情報公開・個人情報保護審査会」に諮問し、その答申を尊重した上で、裁決を行います。

(10) 他の閲覧制度等の調整

他の法令等の規定により公文書の閲覧、縦覧又は写しの交付を受けることができる場合には、この条例は適用されません。

(11) 情報提供の充実

実施機関は、広く市民の要求に応えるため、充実した情報の提供に努めることとしています。

(12) 出資法人の情報公開の推進

市が出資している法人等の情報公開が推進されるよう、出資法人に対し指導する等必要な措置を講ずることとしており、現在、次の法人で実施しています。

豊橋市土地開発公社、公益財団法人豊橋市学校給食協会、公益財団法人豊橋市国際交流協会、公益財団法人豊橋みどりの協会、公益財団法人豊橋市体育協会、公益財団法人豊橋文化振興財団

4 情報提供制度の概要

(1) 制度について

本市では、従来、「金入り設計書」並びに「食品営業許可台帳」及び「美容、理容所届出台帳」の公文書については、情報公開請求制度の手続にしたがって、公開等を実施してきましたが、これらの公文書については、情報提供制度の手続を定め、情報提供することとしました。

(2) 情報提供の方法

ア 「金入り設計書」(設計委託業務を除く。)

情報提供の対象となる「金入り設計書」は、本市が発注した工事等のうち、契約締結済みの金入り設計書です。

情報提供を受けたい方は、申請書に必要事項を記載し、未開封の新品の CD-R を添付した上で、それらを市役所じょうほうひろばに提出してください。

イ 「食品営業許可台帳」等

毎月、「食品営業許可台帳」等を健康部生活衛生課のホームページにおいて公表しています。

5 豊橋市個人情報保護条例の概要

(1) 実施機関

この制度の実施機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業及び下水道事業管理者、消防長及び議会です。

(2) 個人情報

個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいいます。

(3) 実施機関における個人情報の取扱い

ア 保有の制限等

実施機関は、個人情報を保有するにあたり、所掌事務を遂行するため必要がある場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定します。

また、個人情報について利用目的を達成した場合は、速やかに廃棄し又は消去します。

イ 取得の制限

実施機関は、個人情報を取得するときは、適法かつ適正な手段により取得し、個人情報を取得するときは、法令等に基づく場合を除き、原則として本人から取得します。

また、実施機関は、法令等に基づく場合を除き、原則として個人の思想、信条、信教その他社会的差別の原因となる事項に関する個人情報は取得しません。

ウ 適正な管理

実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じます。

エ 利用及び提供の制限

実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することはできません。ただし、条例の一定の要件を満たす場合には、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができます。

(4) 個人情報ファイル

実施機関は、個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ利用目的、

記録する事項、取得方法、提供先等を市長に通知します。

(5) 開示の対象となる公文書

開示の対象となる保有個人情報、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であり、実施機関の職員が組織的に利用するものとして、実施機関が保有しているものです。ただし、公文書に記録されているものに限られます。

(6) 保有個人情報開示請求

市民のほか誰でも自己を本人とする保有個人情報の開示の請求をすることができます。

開示請求があったときは、保有個人情報を開示することが原則です。ただし、開示請求者以外の個人に関する情報や、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報、行政の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報などがあるため、それらの情報については例外として非開示とします。

(7) 訂正請求等

市民のほか誰でも、自己を本人とする保有個人情報の内容が真実でないと思料するときは、保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。）を請求することができます。

また、自己を本人とする保有個人情報が保有の制限や取得の制限等の規定に違反していると思料するときは、保有個人情報の利用の停止又は消去の請求をすることができます。

さらに、利用又は提供の制限の規定に違反していると思料するときは、保有個人情報の提供の停止を請求することができます。

(8) 開示請求手続等及び開示決定等

開示請求又は訂正請求等は、請求書に必要な事項を記入し、本人であることを明らかにし、実施機関に提出して行います。なお、市役所じょうほうひろば（市役所東館1階）でも、請求書の受付をしています。

実施機関は、請求があったときは、請求書を受け付けた日から起算して原則として、開示請求については15日以内に開示決定等を行い、訂正請求等については30日以内に訂正決定等を行い、その旨を書面により通知します。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、この期間を延長する場合があります。

(9) 開示の実施方法

保有個人情報の開示は、あらかじめ実施機関が指定した日時に市役所じょうほうひろばで行います。また、写しを本人限定郵便により送付することもできます。

(10) 費用負担

閲覧は無料ですが、写しの交付については費用がかかり、郵送の場合については郵送料がかかります。

(11) 審査請求

非開示決定（一部開示決定を含む。）等がなされたときなど、保有個人情報の開示請求等に対する決定に不服がある場合は、実施機関に対し審査請求をすることができます。

実施機関は、審査請求を受けた場合は、原則として審査請求について審査する「豊橋市情報公開・個人情報保護審査会」に諮問し、その答申を尊重した上で、裁決を行います。

(12) 出資法人の個人情報保護の推進

市が出資している法人等につき個人に関する情報の取扱いが適切になされるよう、出資法人に対し指導する等必要な措置を講ずることとしており、現在、次の法人で実施しています。

豊橋市土地開発公社、公益財団法人豊橋市学校給食協会、公益財団法人豊橋市国際交流協会、公益財団法人豊橋みどりの協会、公益財団法人豊橋市体育協会、公益財団法人豊橋文化振興財団

(13) 罰則

次のような行為を行った場合は罰せられます。

ア 実施機関の職員（退職者を含む。）、受託業務又は指定管理者による管理業務に従事する者（退職者を含む。）が、正当な理由なく個人情報ファイルを提供したり、不正な利益を図る目的で保有個人情報を提供・盗用した場合

イ 実施機関の職員が職権を濫用し、職務と無関係に個人の秘密に属する情報を収集した場合

ウ 不正な手段により、本人開示請求による個人情報の開示を受けた場合

第2 情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1 利用状況

(1) 請求件数

年度	情報公開	個人情報保護	
		開示請求	訂正請求等
平成28年度	342	99	0
平成27年度	266	114	0
平成26年度	244	80	0

(2) 請求者数

年度	情報公開	個人情報保護
平成28年度	174	84
平成27年度	128	104
平成26年度	124	70

(3) 主な請求内容

	情報公開(件数・比率)	個人情報保護(件数・比率)
1	入札結果等契約事務に関する文書 (70件・20.5%)	診療録 (63件・63.6%)
2	建築計画概要書 (59件・17.3%)	住民基本台帳オンラインシステム等 のアクセスログ (10件・10.1%)
3	金入設計書等に関する文書 (36件・10.5%)	救急搬送記録 (3件・3.03%)

2 公開・開示等の状況

(1) 公文書公開請求

年度	請求 件数	処理状況						
		公開	一部 公開	非公 開	不存 在	存否応 答拒否	取 下 げ	公開率(%) (*1)
平成28年度	342	162	157	3	7	0	13	99.1
平成27年度	266	94	148	2	10	0	8	99.2
平成26年度	244	106	96	0	35	1	16	100

(*1) 公開率＝（公開＋一部公開）÷（公開＋一部公開＋非公開）

(2) 保有個人情報開示請求

年度	請求 件数	処理状況					
		開示	一部 開示	非開示	不存 在	取 下 げ	開示率(%) (*2)
平成28年度	99	71	25	0	6	0	100
平成27年度	114	87	20	3	0	1	97.3
平成26年度	80	64	10	0	9	0	100

(*2) 開示率＝（開示＋一部開示）÷（開示＋一部開示＋非開示）

3 審査請求（不服申立て）の状況

(1) 公文書公開請求

年度	件数	実人員
平成28年度	2	2
平成27年度	3	3
平成26年度	35	3

(2) 保有個人情報開示請求

年度	件数	実人員
平成28年度	0	0
平成27年度	0	0
平成26年度	0	0

4 情報提供制度の利用状況（金入り設計書）

(1) 請求件数・工事件数(*4)

年度	請求件数	工事件数
平成28年	342	1,123
平成27年	170	650
平成26年	174	683

(*4) 平成26年2月から情報提供制度を始めたため、平成26年度の請求件数及び工事件数は、平成26年2月1日から平成27年3月31日までの合計である。

第3 豊橋市情報公開・個人情報保護審査会の運営状況
(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1 審査会委員（委嘱期間は、2年）

（会長及び会長職務代理以外は五十音順）

職名	氏名	所属等	委嘱期間
会長	庄村 勇人	名城大学	平成27年4月1日から 平成29年3月31日まで
会長職務代理	河邊 伸泰	愛知県弁護士会	同上
委員	入江 容子	愛知大学	同上
委員	見目 喜重	豊橋創造大学	同上
委員	寺部 光敏	愛知県弁護士会	同上
委員	渡邊 齊	元朝日新聞論説委員	同上

2 審査会の開催状況

平成28年度は審査会の開催はありませんでした。

第4 豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会の運営状況 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1 審議会委員（委嘱期間は、2年）

（会長及び会長職務代理以外は五十音順）

職名	氏名	所属等	委嘱期間
会長	佐野 真一郎	豊橋創造大学	平成27年4月1日から 平成29年3月31日まで
会長職務代理	伊藤 博文	愛知大学	同上
委員	天野 明彦	豊橋市自治連合会	平成28年5月1日から 平成29年3月31日まで
委員	石川 正治	豊橋人権擁護委員協議会	平成27年4月1日から 平成29年3月31日まで
委員	掛布 喜代子	豊橋市民生委員児童委員 協議会	同上
委員	小林 弘幸	豊橋市自治連合会	平成27年4月1日から 平成28年4月30日まで
委員	安井 洋二	豊橋市医師会	平成27年4月1日から 平成29年3月31日まで

2 審議会の開催状況

会議回	開催日	諮問	審議内容
第11回	平成28年6月23日	第15号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第27条第1項に基づき作成した住民基本台帳に関する事務の全項目評価書の第三者点検について
第12回	平成29年2月27日	第16号	公用車に設置したドライブレコーダーによる個人情報の収集及び提供について

第5 じょうほうひろばの概要

1 設置

(1) 開館日

市役所と同じ。

(2) 開館時間

午前8時30分から午後5時まで

2 サービス内容

(1) 情報公開請求・個人情報開示請求等の受付窓口

(2) 市の作成した行政資料（施設案内、統計資料、市政要覧など）の配布及び閲覧

(3) 豊橋とその周辺で行われる行事情報のパンフレットなどの配布

(4) 統計書、動植物公園前売り券など刊行物やチケット類などの販売

(5) セルフコピーサービス（1面10円）

(6) インターネットサービス（30分100円、プリントアウト（カラー）1面10円*5）

(7) 図書館、男女共同参画センターの貸出本の返却窓口

(8) インターネットホームページの常時更新及び情報発信

（*5） 平成28年4月1日以降は、20円。

3 利用状況（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

(1) 月平均の利用状況

年度 (平成)	利用者 (人)	コピー (枚)	インターネット	刊行物 (冊)	グッズ	前売り券 (枚)
28	1,715	1,344	428分/11人	56	38	220
27	1,821	1,315	405分/10人	36	46	263
26	1,901	1,391	468分/14人	45	58	248

(2) 年間の利用状況

年度 (平成)	利用者 (人)	コピー (枚)	インターネット	刊行物(*6) (冊)	グッズ (*7)	前売り 券(枚) (*8)
28	20,580	16,124	5,130分/135人	677	461	2,634
27	21,855	15,778	4,860分/125人	428	548	3,161
26	22,816	16,690	5,610分/162人	534	699	2,972

(*6) 主に総合計画、予算書、ふるさと再発見ガイドブックシリーズ、とよはしの歴史等

(*7) うずら卵カッター、バッジ、はがき等

(*8) 動植物公園、二川宿本陣資料館及び美術博物館

平和・交流・共生の都市宣言

私たちのまち豊橋市は、市民自治の精神に立ち、人や地域、世界の国々とのつながりを大切に、“すべての人とともに生きる”、気概と誇りをもったまちづくりを進めています。

市制１００周年を機に、私たちは、先人の英知と情熱の歴史を受け継ぎ、核の脅威のない真の恒久平和と世界の持続的な発展に貢献するため、広い分野にわたる交流と国際協力の取組みに努めます。

また、多様な文化や生活・習慣への理解を深め、自らの役割と責任を自覚するなかで、互いに信頼し尊重しあう心を持ち、人が輝き安心して生活できる地域づくりに取り組みます。

心豊かで笑顔あふれる豊橋を次の世代に引き継ぐため、私たち豊橋市民は、一人ひとりが、未来への夢と高い志を持ち、“世界に開かれ、世界に友人をもつ豊橋”、“平和を希求する豊橋”をめざすことを決意し、ここに「平和・交流・共生の都市」を宣言します。

平成１８年１２月１８日

愛知県豊橋市

豊橋市民愛市憲章

わたくしたち豊橋市民は

- １．心をあわせ美しい町をつくりましょう
- １．よく働き豊かな町をつくりましょう
- １．愛情をもちあたたかい町をつくりましょう
- １．きまりを守り明るい町をつくりましょう
- １．教養をたかめ文化の町をつくりましょう

平成 2 8 年度
豊橋市の情報公開・個人情報保護制度
実 施 状 況 報 告 書

平成 2 9 年 6 月 印刷発行

編 集 豊橋市総務部行政課情報公開グループ
発 行 豊橋市

〒440-8501 豊橋市今橋町 1

電 話 0532-51-2030・2026

E-mail gyosei@city.toyohashi.lg.jp

